

名古屋市告示第23号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和8年1月23日

名古屋市長 広沢一郎

1 訪問介護

介護機関名	所在地	廃止年月日
陽だまりの家訪問介護事業所	名古屋市北区八代町2丁目60番地	令和8年1月1日
ホーシン訪問介護	名古屋市熱田区二番二丁目20番10号	令和7年12月1日

2 訪問看護

介護機関名	所在地	廃止年月日
ホーシン訪問看護	名古屋市熱田区二番二丁目20番10号	令和7年

12月 1日

3 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護機関名	所在地	廃止年月日
平田レディースクリニック	名古屋市北区天道町 2丁目34番地	令和 7年 12月 8日

4 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護機関名	所在地	廃止年月日
平田レディースクリニック	名古屋市北区天道町 2丁目34番地	令和 7年 12月 8日

5 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	廃止年月日
平田レディースクリニック	名古屋市北区天道町 2丁目34番地	令和 7年 12月 8日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課